

<報道発表資料>

令和4年3月1日

「ストップ!滞納」 県税・市町村税滞納整理強化期間の取組結果について

県税・市町村税の収入未済額の圧縮及び滞納の発生を防止するため、埼玉県と県内全63市町村は「ストップ!滞納」を合言葉に、令和3年10月から12月までの3か月間を「県税・市町村税 滞納整理強化期間」とし、滞納整理を集中的に実施しました。その取組結果をお知らせします。

1 主な取組内容

(1) 差押え…預貯金、給与等の債権や不動産、自動車などを差し押さえました。

差押件数 11,678件

今年度は、特に預貯金の差押え（前年比+8.0%）を強化しました。

<差押財産の内訳>

- 預貯金…6,824件 ○ 給与…2,796件 ○ 生命保険…984件
- 売掛金等…479件 ○ 不動産…355件 ○ 自動車…53件
- その他…187件

(2) 不動産共同公売の実施

差し押さえた不動産について県と市町村が共同で公売を実施しました。

- 公売執行機関数…18市町、2県税事務所
- 公売公告物件数…44物件（落札物件数…22物件）
- 合計落札価額…268,588,277円
(前年比 +156.1%)

(3) 文書催告…滞納者の自発的な納付を促す文言やデザインを工夫した催告書を送付しました。（催告通数…495,357通）

2 今後の取組

財産・資力があるにもかかわらず納税されない場合は、給与、売掛金、自動車等の財産の差押えを行うなど、今後も、県と市町村が連携、協力して税収確保対策に取り組んでまいります。